

○創価大学履修規程

平成19年4月1日規程第319号

改正

平成20年4月1日
平成21年3月28日
平成22年3月27日規程第47号
平成23年1月22日規程第9号
平成23年3月24日規程第26号
平成24年3月29日規程第38号
平成25年3月29日規程第49号
平成26年1月25日規程第33号
平成27年1月31日規程第36号
平成27年3月20日規程第89号
平成28年1月23日規程第26号
平成28年3月25日規程第28号
平成30年2月17日規程第74号
平成31年3月22日規程第51号
令和2年3月26日規程第74号
令和2年8月4日規程第9号
令和3年3月26日規程第45号
令和3年3月26日規程第101号
令和4年3月25日規程第40号
令和5年3月24日規程第30号
令和6年1月26日規程第79号
令和6年3月28日規程第101号
令和7年1月23日規程第 号

創価大学履修規程

（目的）

第1条 この規程は、創価大学学則第11条、第11条の2、第16条および第17条の規定に基づき、履修方法等に関して必要な事項を定める。

（履修登録の手続）

第2条 授業科目の単位を修得するためには、各学期の履修登録期間内に、履修を希望する科目を登録しなければならない。

2 履修登録の結果は、学生本人が確認しなければならない。

（履修登録の修正）

第3条 前条の規定により履修登録した授業科目（以下、履修科目という。）の変更を希望する場合は、各学期の履修登録修正期間内に、変更を希望する科目を登録しなければならない。

2 前項に定める履修登録の修正結果については、学生本人が確認しなければならない。

（履修科目の取消し）

第4条 履修科目は、定められた期間内に、所定の手続により、履修登録を取消することができる。

2 履修取消しのできる期間は、春学期・秋学期ともに中間試験期間の最終日までとする。

3 履修取消期間を過ぎた場合及びターム科目は、履修科目の取消しはできない。ただし、学生が所属する学部の学部長が正当な理由があると認めた場合は、履修科目の取消しを認める。

4 履修科目の取消しは、学生本人が行わなければならない。

（履修登録単位数の上限）

第5条 学則第11条の2第3項による各学期に履修登録ができる単位数の上限は、別表第1のとおりとする。

2 特設課程科目は、教育学部を除き、履修制限の対象としない。特設課程以外で履修制限の対象としない科目は、別表第1のとおりとする。

3 ショートタームに実施する科目は、履修制限の対象から外すことができる。

(授業科目の再履修)

第6条 授業科目の再履修は、単位を修得した場合を含めてすべての科目について認める。ただし、定員制の科目など学部教授会または学士課程教育機構運営委員会が必要と認めた科目については、合格科目の再履修を制限することがある。またP評価及びR評価の合格科目は再履修をすることはできない。

2 再履修する授業科目の成績評価は、再履修して修得する成績評価が最終の評価となる。単位を修得した授業科目を再履修して、単位が未修得になった場合は、過去に修得した単位は取り消す。

(成績評価及びGPA)

第7条 学業成績を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。

2 GPAは、学生の各履修科目の成績評点に、その科目の単位数を掛けた数値の合計を、履修科目の総単位数で除して算出し、小数点以下第3位以下は切り捨てる。

3 学則第16条に基づき、成績評価に対する成績評点及び評価換算基準は、次の表のとおりとする。

成績評価	成績評点	評価換算基準	単位認定可否	内容
A+	4.0	100点～95点	合格	特に優れている
A	4.0	94点～90点		優れている
A-	3.7	89点～85点		
B+	3.3	84点～80点		良好
B	3.0	79点～75点		
B-	2.7	74点～70点		
C+	2.3	69点～65点		科目の要求を一応満たしている
C	2.0	64点～60点		
D+	1.7	59点～55点		望ましい水準には不十分だが不合格ではない
D	1.3	54点～50点	不合格	
E+	1.0	49点～45点		合格水準に近いが満たしていない
E	0	44点以下		合格の水準を満たさない
N	0	評価不能		
P	—	合格	合格	
F	—	不合格	不合格	
R	—	認定	合格	
I	—	評価保留		

備考

授業時数の3分の1を超えて欠席した場合はN評価とする。また、定期試験を受けなかった、レポートを提出しなかったなど成績評価をすることが不可能な場合はN評価を付けることができるものとする。

4 学則第16条に定めるP及びFの成績評価は、科目毎に設けられる合格基準に達した場合をPとし、達しなかった場合はFとする。

5 学則第16条に定めるRの成績評価は、本学以外で修得した単位を、本学において修得したものとみなし、単位を認定する場合の評価とする。

6 学則第16条に定めるI (インコンプリート) の成績評価は、授業期間中の履修取消期間以降において、学生が病気、ケガ、災害、留学 (本学が正式に派遣等を行う場合に限る) または、教務部長が認めるやむをえない事情により、単位修得条件のいずれかの点を満たすことができない状況になった時に、学生からの申請等により、授業担当教員が学期末まで成績評価の確定を保留する場合の評価とする。

- 7 I 評価については、以下のとおり運用を行う。
- (1) 学生は前項の事由等により、履修の継続が難しい状況になった場合で、それまでの出席が3分の2を超えている場合は、教務課に理由を示す証拠書類等を提出し、許可を受けてインコンプリート申請書を受け取る。
 - (2) 学生は申請書を原則最終授業までに授業担当教員に提出し相談する。授業担当教員は当該学生の学習状況等を考慮して対応を判断するものとする。
 - (3) 成績保留を行うことを決めた授業担当教員は、当該学生に対し単位修得のために必要な課題等（課題、試験など）の措置を講じ、学生は指定された期限までに与えられた課題等を行わなければならない。
 - (4) 成績保留を行った授業担当教員は、当該学期末（卒業にかかわる場合は卒業判定前）までに「最終評価届」を教務課に提出するものとする。なお、学期末までに提出がなかった場合は、I 評価を抹消し、N または F 評価に変更する。
 - (5) 第1号、第2号及び前項にかかわらず、学生からの申請等がない場合でも、授業担当教員、学部長または学士課程機構長からの申請により教務部長がやむを得ない事情があると認めた場合は、授業担当教員は成績保留を行うことができるものとする。
 - (6) 第4号にかかわらず、教務部長がやむを得ない事情があると認めた場合は、「最終評価届」の提出期限を学期末を越えて延長することができるものとする。
- 8 P、F、I 及び R 評価については、GPA の算出対象としない。
- 9 再履修する授業科目の GPA の計算は、再履修して修得した成績（成績評価と単位数）で計算する。再履修前の成績（成績評価と単位数）は、GPA の計算に含めない。
- 10 成績評価については、A+ 評価の上限を全履修者の5%程度とし、A+ 評価、A 評価及び A- 評価の合計の上限は、全履修者の25%程度とする。但し、専門科目については、各学部教授会で検討し、全学教務委員会の審議により、共通科目については、学士課程教育機構運営委員会の審議により、認められた授業科目はこの限りでない。
- 11 前号但し書きの授業科目を除き、全履修者の成績評価の割合を、A+ 評価10%以上または A+ 評価から A- 評価35%以上とする場合、授業担当教員は、理由を専門科目は学部長を経て学部教授会及び全学教務委員会に、共通科目は学士課程機構長を経て、学士課程教育機構運営委員会に報告しなければならない。ただし、履修者が20名以下の科目は免除する。
- 12 前号において報告を除外された科目についても、授業担当教員は、厳格かつ適正な成績評価に努めなければならない。
- 13 学長、副学長、学部長、副学部長、学士課程教育機構長及び教務部長は、著しく評価が高いまたは著しく評価が低い成績評価が継続している科目については、授業担当教員に理由の説明を求め、改善の必要があると判断した場合は、改善を求めることができる。

（成績通知）

第8条 成績通知書には、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、D+、D、E+、E、I、N、P、F または R の評価を記載する。

2 本学以外で使用するために発行される成績証明書には、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、D+、D、P または R の評価を記載する。

（成績優秀者）

第9条 学則第11条の2第4項に定める学生（成績優秀者）については、学部・学科の定めるところにより修得単位数と GPA により決定し、その基準は、別表第1のとおりとする。なお、休学後に復学した場合については、休学する直前の学期の成績を基準とする。

2 成績優秀者の履修制限緩和については、別表第1のとおりとする。

（学業指導及び退学勧告）

第10条 毎学期、成績評価が決定した時点で当該学期の GPA が2未満の場合は、指導教員による面談を行い、指導教員は学部長に指導報告書を提出する。

2 GPA が2期連続して2未満の場合は、保護者に通知する。前項に定める指導教員による面談等を行うほか、保護者の希望があれば指導教員は面談を行う。

3 GPA が3期連続して2未満の場合または累計で4期以上2未満の場合は、学部長が面接を行い、教授会の議を経て退学勧告を行う。ただし、学部長が面接し、学業継続の可能性があると認められ

る場合は、教授会の議を経て退学勧告を保留することができる。

- 4 前3項の場合において、学部長は、学生の特別の事情を考慮し、相当と認めるときは、学業指導及び退学勧告の対象から外すことができる。

(卒業に必要な単位数)

第11条 学則第11条に定める以外の卒業に必要な単位数は、以下に定める他、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- (1) 経済学部経済学科の学生は、選択したコースのコース指定科目から18単位以上の単位を修得しなければならない。また、選択必修科目は、9つの各科目群から学則別表3で定める単位数を修得しなければならない。
- (2) 経営学部経営学科の選択必修A群は、5つの各科目群から学則別表第6で定める単位数を修得しなければならない。
- (3) 法学部法律学科の学生は、次の通り単位を修得しなければならない。
 - ① 選択したコースのコース指定科目から16単位以上の単位を修得しなければならない。但し、地球平和共生コースについては、学則別表第4に定めるA L L E n g l i s h科目を7単位以上含まなければならない。
 - ② 学部基本科目については、A群から10単位修得しなければならない。但しEMP生は、B群から10単位修得しなければならない。
 - ③ 選択必修科目は4つの各科目群から学則別表第4に定める単位数を修得しなければならない。なお、演習科目については、日本語科目または英語科目のどちらか一方の科目で6単位修得しなければならない。
- (4) 文学部人間学科の学生は、アドヴァンスト科目選択必修科目について、6つの各科目群から学則別表第5で指定された単位数を修得しなければならない。
- (5) 教育学部教育学科の専門選択科目には、他学科の専門科目が24単位まで算入される。児童教育学科の専門選択科目には、他学科の専門科目が28単位まで算入される。
- (6) 教育学部児童教育学科の学生は、専門選択科目50単位の内、教科A・C・E群の3つの科目群から12単位以上、教科B・D群の2つの科目群から6単位以上の計18単位以上をAからE群の5つの各科目群から2単位以上を含んで修得しなければならない。
- (7) 国際教養学部国際教養学科の学生は、選択必修科目44単位以上の修得については、次の通り指定された単位数を含んで修得しなければならない。
 - ① Q u a n t i t a t i v e & Q u a l i t a t i v e A n a l y s i s 科目4単位以上。
 - ② L e v e l 100-200科目16単位以上については、「歴史・社会・文化科目群」、「政治・国際関係科目群」、「経済・経営科目群」3つの科目群から各4単位計12単位を含むこと。
 - ③ L e v e l 200科目4単位以上。
 - ④ L e v e l 300-400科目20単位以上については、「歴史・社会・文化科目群」、「政治・国際関係科目群」、「経済・経営科目群」の3つの科目群から各4単位計12単位を含むこと。
- (8) 理工学部情報システム工学科の学生は、選択必修科目は、4つの各科目群から学則別表9で定める単位数を修得しなければならない。
- (9) 理工学部共生創造理工学科の学生は、学則別表に定める専門導入科目から必修4単位、専門基礎科目から必修13単位、選択必修科目A群から4単位、B群から4単位、専門演習科目から必修10単位、専門応用科目36単位修得しなければならない。但し、専門応用科目は、学則別表第10に定める3つの領域から1つの領域を選択し、選択した領域の領域選択必修科目8単位、領域選択科目14単位を含んで修得しなければならない。

(卒業の認定)

第12条 卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行う。

- (1) 本学に8セメスター以上在学していること。
 - (2) 本学において定められた教育課程を修了し、学則第11条および前条に規定する単位を修得していること。
 - (3) 在学期間における通算GPAが2以上であること。
- 2 前項にかかわらず、本学に6セメスター以上在学した者で、学則第11条及び前条に規定する単位

を優秀な成績で修得したと認められる場合には、卒業を認めることがある。

3 第1項第3号の要件のみを満たしていない者で、特別の事情があると認められる場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することがある。

4 第1項により卒業を認定された者は、卒業を保留することはできない。但し、9月入学生（9月再入学生を除く）で、春学期履修登録後、9月卒業見込み許可者が、9月卒業ではなく3月卒業を希望する場合は、9月卒業延期希望申請書に理由を記載し提出する。学長が申請書の理由を、やむを得ない内容であると認めた場合は、翌セメスターの3月卒業を認め、9月卒業の延期を許可する。卒業延期許可学生の秋学期学籍上の身分は、在学とする。

5 前項但し書きにより卒業延期を許可された者が、春学期の成績発表後、第1項のすべての要件を満たせなかった場合は、許可した卒業延期を取り消す。

（早期卒業）

第13条 前条第2項で規定する早期卒業は、在学6セメスターまたは在学7セメスターで卒業することを表す。

2 早期卒業は、学部・学科が定めるところにより、修得単位数とGPAにより決定し、その基準については、別表第1のとおりとする。

3 早期卒業対象者（早期卒業の基準を満たし、早期卒業の対象者に選ばれた者をいう。以下同じ。）で早期卒業を希望するものは、定められた学期の履修登録時に卒業を希望する学期を登録しなければならない。

4 早期卒業対象者で、早期卒業を希望しない場合は、卒業とはならない。

5 別表第1に定める、第4セメスター時の早期卒業基準について、修得単位数のみが基準を満たさず、卒業判定時にすべての早期卒業基準を満たした学生が早期卒業を希望する場合は、第2項にかかわらず、当該学生の所属学部長の具申により、学長は早期卒業を承認することができる。

6 編入学生及び転学部・転学科した学生は、早期卒業対象者になることはできない。

（履修の要件・方法）

第14条 学則第11条の2による履修方法の詳細は、以下のとおりとする。

（1）法学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
卒業研究	演習Ⅳ（同時履修可）

（2）経営学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
ミクロ経済学中級 マクロ経済学中級	経済学

（3）教育学部教育学科の「卒業研究Ⅱ」の履修要件は、通算GPAが3以上であること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
海外教育研修	教育原論
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
スタディー・リーダー基礎	初年次セミナー（共通科目）
教育・学校心理学	心理学概論（同時履修可）
発達心理学	教育・学校心理学または児童教育学科の教育心理学
ICT活用教育の理論と方法Ⅱ	ICT活用教育の理論と方法Ⅰ
ミュージアム・エデュケーションⅡ	ミュージアム・エデュケーションⅠ
教育カウンセリング	発達心理学
学校体験活動Ⅰ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅱ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅲ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅳ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）

学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（中）	教職課程に登録していること
心理学実験（心理学実験法） 知覚・認知心理学 学習・言語心理学 神経・生理心理学 関係行政論 感情・人格心理学 社会・集団・家族心理学 障害者・障害児心理学 心理的アセスメント 福祉心理学 司法・犯罪心理学 精神疾患とその治療 心理学的支援法 産業・組織心理学 心理演習 心理実習Ⅰ 心理実験Ⅱ	公認心理師養成課程に登録していること
臨床心理学概論	発達心理学
心理的アセスメント	発達心理学または児童教育学科の発達心理学
心理学的支援法	臨床心理学概論
社会教育実習 社会教育演習Ⅰ 社会教育演習Ⅱ	社会教育主事課程に登録していること

（４）教育学部児童教育学科の「卒業研究Ⅱ」の履修要件は、通算ＧＰＡが３以上であること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
海外教育研修	教育原論
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
学校・教育心理学 発達心理学	心理学概論（同時履修可）または教育学科の心理学概論（同時履修可）
ＩＣＴ活用教育の理論と方法Ⅱ	ＩＣＴ活用教育の理論と方法Ⅰ
スタディー・リーダー基礎	初年次セミナー（共通科目）
教育カウンセリング	発達心理学
知的障害教育論Ⅰ 視覚障害・聴覚障害者の心理・生理・病理 視覚・聴覚障害教育論 知的障害者の心理・生理・病理 知的障害教育論Ⅱ 肢体不自由教育論 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 発達障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理特論 教育実習（特別支援）	特別支援免許課程に登録していること
知的障害教育論Ⅱ	知的障害教育論Ⅰ
ミュージアム・エデュケーションⅡ	ミュージアム・エデュケーションⅠ
学校体験活動Ⅰ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅱ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）

学校体験活動Ⅲ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅳ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（幼・小）	教職課程に登録していること

（５） 理工学部情報システム工学科および理工学部共生創造理工学科の「卒業研究Ⅰ」の履修要件は、卒業に必要な単位のうち合計100単位以上を修得していること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

学科	履修条件がある科目	修得が必要な科目
情報システム 工	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
共生創造理工	演習Ⅱ	演習Ⅰ
	卒業演習Ⅱ	卒業演習Ⅰ（同時履修可）
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ

（６） 看護学部看護学科の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	単位修得が必要または単位修得見込みの科目
卒業研究	看護学研究方法論
卒業論文	看護学研究方法論 卒業研究
看護実践統合演習	看護実践統合実習
人間発達看護学実習	基盤看護学実習Ⅰ（対象理解） 生涯発達看護学概論 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防）
基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開）	看護基礎理論Ⅰ（看護の理解と学修者） 看護基礎理論Ⅱ（看護の機能と理論） フィジカルアセスメント 看護過程演習Ⅰ（アセスメント） 看護過程演習Ⅱ（計画・実施） 基本看護技術Ⅰ（看護技術の基本） 基本看護技術Ⅱ（活動と清潔） 基本看護技術Ⅲ（食事と排泄） 基本看護技術Ⅳ（臨床看護技術の基本） 基本看護技術Ⅴ（与薬と検査） 基盤看護学実習Ⅰ（対象理解） 構造機能と生活Ⅰ（恒常性維持のための調節機構と生活） 構造機能と生活Ⅱ（日常動作を支える解剖生理と生活） 病態生理総論
療養生活看護学実習Ⅰ（急性）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 療養生活看護学概論 療養生活看護論Ⅰ（急性回復期援助） 療養生活看護論Ⅱ（急性回復期：看護過程・援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治

	療) 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
療養生活看護学実習Ⅱ（慢性）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 療養生活看護学概論 療養生活看護論Ⅲ（慢性期支援） 療養生活看護論Ⅳ（慢性期：看護過程・支援技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅰ（高齢者の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場） 健康生活看護論Ⅰ（高齢者援助） 健康生活看護論Ⅱ（高齢者看護過程・技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
生涯発達看護学実習Ⅰ（子どもと家族の看護）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 生涯発達看護学概論 生涯発達看護論Ⅰ（子どもと家族の健康課題） 生涯発達看護論Ⅱ（子どもと家族への援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅱ（心の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開）

	健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場） 健康生活看護論Ⅲ（精神看護展開の基礎） 健康生活看護論Ⅳ（精神看護の支援技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
生涯発達看護学実習Ⅱ（周産期の看護）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 生涯発達看護学概論 生涯発達看護論Ⅲ（周産期の母子の健康） 生涯発達看護論Ⅳ（周産期の援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅲ（地域在宅生活の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場） 健康生活看護論Ⅴ（地域保健活動） 健康生活看護論Ⅵ（在宅療養支援） 健康生活看護論Ⅶ（訪問看護過程・地域看護技術） 疫学・保健統計 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
看護実践統合実習	療養生活看護学実習Ⅰ（急性） 療養生活看護学実習Ⅱ（慢性） 生涯発達看護学実習Ⅰ（子どもと家族の看護）

	生涯発達看護学実習Ⅱ（周産期の看護） 健康生活看護学実習Ⅰ（高齢者の健康） 健康生活看護学実習Ⅱ（心の健康） 健康生活看護学実習Ⅲ（地域在宅生活の健康）
--	---

（７）文学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得が必要な科目
多文化社会と教育 教育と人生	教育哲学

（８）共通科目の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得が必要な科目
ボランティア実習Ⅰ ボランティア実習Ⅱ	ボランティア入門（同時履修可）

（主専攻）

第15条 学則第17条により卒業が認定された者は、学位規則に定める専攻分野を主専攻とし、本学の成績証明書および卒業証明書に記載する。

２ 文学部生がメジャー修了または専修に所属し、卒業が認定された場合は、前項に加えメジャー名または専修名を主専攻に付記する。

（副専攻制度）

第16条 副専攻については、２年次春学期以降の履修登録時に通算GPA2.7以上の学生が申請できる。

２ 副専攻は、以下の通りとする。

- （１） 経済学
- （２） 経営学
- （３） 法学
- （４） 教育学
- （５） 理工学
- （６） Philosophy・Anthropology・Peace Studies: Sok
a AKADEMIA
- （７） 英語文化
- （８） 国際日本学
- （９） 中国・アジア文化
- （10） ロシア・ヨーロッパ文化
- （11） 哲学・思想文化
- （12） 歴史・社会文化
- （13） 言語文化
- （14） 表現文化
- （15） 社会学・人類学
- （16） 多文化共生・平和創造
- （17） English Medium Program
- （18） データサイエンス
- （19） SDGs

３ 副専攻は、各学部等が指定した科目群から24単位以上修得し、かつ卒業時の通算GPA2.7以上の時認定する。副専攻が認定された場合は、本学の成績証明書および卒業証明書に副専攻名を記載する。

４ 前項に定める各学部等が指定する科目群一覧は、別途履修要項等に記載する。

（文学部人間学科メジャー及び専修）

第17条 文学部人間学科にメジャー及び専修を置く。メジャー及び専修の修了は、メジャー及び専修指定科目の内以下の単位の修得を要件とする。

（１） 第１メジャーは、イントロダクトリー科目の選択科目２単位、ベーシック科目の選択科目10

単位、アドヴァンスト科目の選択必修科目12単位、選択科目12単位の計24単位の合計36単位。なお、アドヴァンスト科目の選択必修科目の内、演習ⅠからⅣ及び卒業研究Ⅰ・Ⅱについては、選択したメジャーに所属する教員の担当する科目を修得すること。

(2) 第2メジャーは、イントロダクトリー科目の選択科目2単位、ベーシック科目の選択科目10単位、アドヴァンスト科目の選択科目12単位及びベーシック・アドバンストいずれかの選択科目から12単位の合計36単位を修得し、かつ卒業時の通算GPA2.7以上であること。

(3) 各メジャー及び専修修了に必要な科目一覧は、別途履修要項等に記載する。

2 開設するメジャーは、以下のとおりとする。

(1) Philosophy・Anthropology・Peace Studies:Soka AKADEMIA

(2) 英語文化

(3) 国際日本学

(4) 中国・アジア文化

(5) ロシア・ヨーロッパ文化

(6) 哲学・思想文化

(7) 歴史・社会文化

(8) 言語文化

(9) 表現文化

(10) 社会学・人類学

(11) 多文化共生・平和創造

3 開設する専修は、以下のとおりとする。

(1) 社会福祉専修

(法学部法律学科グローバル・ロイヤーズ・プログラム)

第18条 法学部法律学科における「グローバル・ロイヤーズ・プログラム」(以下、GLPという。)

は、本学大学院法務研究科と法学部の連携プログラムとして位置づけ、以下の要件を満たした場合にその修了を認定する。

(1) GLP指定科目の必修科目60単位、選択必修科目20単位以上の合計80単位以上修得

(2) 卒業時の通算GPAが2.7以上

2 GLP指定科目については、別途履修要項等に記載する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月28日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条については平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月27日規程第47号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月22日規程第9号)

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第26号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規程第38号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規程第49号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月25日規程第33号)

1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則 (平成27年1月31日規程第36号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附 則（平成27年3月20日規程第89号）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附 則（平成28年1月23日規程第26号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月25日規程第28号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成30年2月17日規程第74号）
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附 則（平成31年3月22日規程第51号）
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、成績評価に関する取扱内規（昭和63年3月23日内規第35号）は、廃止する。
附 則（令和2年3月26日規程第74号）
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第18条第1項第1号及び別表第4については2019年度入学生まで遡及して適用し、2018年度以前生への適用については、本規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、2019年度以前に入学した学生に係る第14条、第17条の適用については、本規程にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（令和2年8月4日規程第9号）
- 1 この規程は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第7条第7項第5号及び第6号については、令和2年度春学期より適用するものとする。
附 則（令和3年3月26日規程第45号）
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第14条第1項第3号については、2020年度生まで遡及して適用する。
附 則（令和3年3月26日規程第101号）
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2021年度以前に入学した学生に係る第14条第1項第6号、別表第2及び別表第3の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和4年3月25日規程第40号）
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2021年度以前に入学した学生に係る別表第2及び別表第3の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和5年3月24日規程第30号）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2022年度以前に入学した学生に係る第11条、第14条、第17条、別表第1、別表第2及び別表第3の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、前項にかかわらず、第14条のうち、2018年度～2022年度入学生の教育学部の教育学概論Ⅰ・Ⅱ及び心理学概論Ⅰ・Ⅱ、並びに児童教育学科の初等教育原理Ⅰ・Ⅱ及び心理学概論Ⅰ・Ⅱについては、同時履修を可とする。
- 4 この規程の施行の際、第13条第5項の適用については、2022年度まで遡及して適用する。
附 則（令和6年1月26日規程第79号）
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第12条第4項但し書き及び同条第5項の適用については、2023年4月1日まで遡及して適用する。
附 則（令和6年3月28日規程第101号）

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際、第14条第1項第3号の「学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（中）」及び第4号の「学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（幼・小）」の要件の適用については、2021年度入学生から2023年度生までは「学校インターシップⅠ～Ⅳ」と科目を読み替えて適用する。
- この規程の施行の際、第14条第5号の適用については、2023年度に入学した学生まで遡及して適用する。
- この規程の施行の際、2015年度から2022年度までに入学した学生の第14条第5号の履修条件のある科目の表については、次のとおりとする。

学科	履修条件がある科目	修得が必要な科目
情報システム工	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
共生創造理工	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ

附 則（令和7年1月23日規程第 号）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際、第14条第1項第3号及び第4号については、2018年度入学生まで遡及して適用する。

別表第1（第5条、第9条、第13条関係）

学部	学科	履修上限単位数	成績優秀者になるための基準		成績優秀者の履修制限緩和		早期卒業するための基準等			
		※学期毎の上限単位数	学期毎の修得下限単位数	直前セメスターのGPA数値	追加単位数	上級年次履修	早期卒業制度の有（○）無（×）	卒業判定通算GPA数値基準	4セメスター終了時点の条件 通算GPA数値基準	最低修得単位数
経済	経済	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.7	3.7	84
法	法律	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.9	3.9	86
文	人間	24単位	16単位	3.5	4単位	可	×	—	—	—
経営	経営	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.7	3.7	84
教育	教育	20単位				可	×	—	—	—
	児童教育	20単位				可	×	—	—	—
理工	情報システム工	24単位	16単位	3.3	4単位	可	×	—	—	—
	共生創造理工	24単位	16単位	3.3	4単位	可	×	—	—	—
看護	看護	25単位	—	—	—	—	×	—	—	—
国際教養	国際教養	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.7	3.7	80

成績による履修制限緩和措置

学部	学科	学期毎の上限単位数	学期毎の修得下限単位数	直前セメスターのGPA数値	追加単位数	上級年次履修
----	----	-----------	-------------	---------------	-------	--------

教育	教育	20単位	16単位	2.7	5単位	不可
	児童教育	20単位	16単位	2.7	5単位	不可

履修制限除外科目一覧

学部・学科等		除外科目
共通科目		インターンシップⅠ、インターンシップⅡ、インターンシップⅢ、インターンシップⅣ、国際ボランティア実習、ボランティア実習Ⅰ、ボランティア実習Ⅱ、GCPチュートリアルⅠ、GCPチュートリアルⅡ、GCPチュートリアルⅢ、GCPチュートリアルⅣ、プログラムゼミⅠ、プログラムゼミⅡ、プログラムゼミⅢ、プログラムゼミⅣ、EAP for Global CitizenshipⅠ、EAP for Global CitizenshipⅡ、EAP for Global CitizenshipⅢ、EAP for Global CitizenshipⅣ、Academic Foundations for Global CitizenshipⅠ、Academic Foundations for Global CitizenshipⅡ、Academic Foundations for Global CitizenshipⅢ、Academic Foundations for Global CitizenshipⅣ、社会システム・ソリューションⅠ、社会システム・ソリューションⅡ、English Summer Intensive、TOEFL iBT Summer Intensive、IELTS Summer Intensive、English Winter Intensive、TOEFL iBT Winter Intensive、IELTS Winter Intensive、海外研修・実習科目群科目
経済	経済	オナーズ・セミナーⅠ、オナーズ・セミナーⅡ、オナーズ・セミナーⅢ、Foreign Studies、International Internship A、International Internship B
法	法律	Academic Foundations TutorialⅠ、Academic Foundations TutorialⅡ、地球平和共生インターンシップA、公共政策インターンシップA、まちづくり八王子フィールドワーク、人間の安全保障フィールドワーク、地球平和共生フィールドワーク、Peace・Human Rights & Sustainability Internship A、Peace・Human Rights & Sustainability Internship B、地球平和共生インターンシップB、公共政策インターンシップB、地球平和共生ボランティアA、地球平和共生ボランティアB、アジア公共経営スタディツアー、ビジネス法務インターンシップA、ビジネス法務インターンシップB、公共政策ボランティア、GLPチュートリアルⅠ、GLPチュートリアルⅡ、GLPチュートリアルⅢ、GLPチュートリアルⅣ、GLPチュートリアルⅤ、GLPチュートリアルⅥ、GLPチュートリアルⅦ、GLPチュートリアルⅧ、GLPインターンシップA、GLPインターンシップB、GLP English A、GLP English B
文	人間	学部インターンシップA・学部インターンシップB
経営	経営	サービス・ラーニングA、サービス・ラーニングB、サービス・ラーニングC、サービス・ラーニングD、Global Business Internship A、Global Business Int

		ernship B、International Business Studies I、International Business Studies II、International Business Studies III、International Business Studies IV、Global Program Mission I、Global Program Mission II
教育	教育	海外教育事情、海外教育研修
	児童教育	海外教育事情、海外教育研修
理工	情報システム工	理工学特別演習
	共生創造理工	海洋学実習、特別講義、インターンシップ、理科教職演習Ⅰ、理科教職演習Ⅱ、理工学特別演習
看護	看護	国際看護研修
国際教養	国際教養	International Fieldwork II

別表第2（第11条関係）

学部	学科	共通科目及び外国語科目										計
		選択必修								小計	選択	
		基礎科目	大学科目	世界市民教育科目	数理・データサイエンス・自然科学科目	共通科目の指定科目群		第1外国語	第2外国語		共通科目の他の科目群	
経済	経済	4	4	4	2	人文・社会・健康科目	2	6	4	28	—	28
						キャリア教育系科目	2					
法	法律	4	4	4	4	—		6	4	26	—	26
経営	経営	4	4	4	2	人文・社会・健康科目	2	10	—	28	—	28
						キャリア教育系科目	2					
教育	教育	4	4	4	4	人文科学系科目または健康科学系科目	2	6	4	28	—	28
	児童教育	4	4	4	4	人文科学系科目または健康科学系科目	2	6	4	28	—	28
文	人間	4	4	4	2	社会科学系科目	2	6	4	26	—	26
理工	情報システム	4	4	4	2	人文科学系科目	2	6	4	28	—	28
						社会科学系科目	2					

	共生 創造 理工	4	4	4	2	人文科学系 科目	2	6	4	30	—	30
						社会科学系 科目	2					
						キャリア教 育系科目	2					
看護	看護	2	2	2	2	人文科学系 科目または 社会科学系 科目	2	6	—	16	—	16
国際 教養	国際 教養	2	4	—	2	—		16	4	28	—	28

【共通科目・外国語科目】

※第1外国語は原則として英語とし、共通科目の言語科目（英語）または学部学科英語科目から修得しなければならない。ただし、外国人留学生等については、別に定める創価大学外国人留学生等の履修の特例に関する細則により、英語以外の言語を第1外国語とすることができる。

※第2外国語は、共通科目の言語科目（外国人留学生等については、言語科目及び日本語・日本文化科目）から第1外国語として選択した言語以外の1言語で卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

※経済学部、経営学部及び文学部は、基礎科目については、「初年次セミナー」2単位、「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ」の内1科目2単位の計4単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を修得しなければならない。法学部、教育学部は、基礎科目については、「初年次セミナー」2単位、「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ」の内1科目2単位の計4単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を含む計4単位を修得しなければならない。理工学部は、基礎科目については、「初年次プロジェクト」2単位、「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ」の内1科目2単位の計4単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を修得しなければならない。看護学部は、基礎科目については、「学術文章作法Ⅰ」2単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を修得しなければならない。国際教養学部は、基礎科目については、「初年次セミナー」2単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を修得しなければならない。

※経済学部、経営学部は、人文・社会・健康科目から2単位、キャリア教育系科目から2単位の計4単位を、教育学部は、人文科学系科目または健康科学系科目から2単位を、文学部は、社会科学系科目から2単位を、理工学部情報システム工学科は人文科学系科目から2単位、社会科学系科目から2単位の計4単位を、理工学部共生創造理工学科は人文科学系科目から2単位、社会科学系科目から2単位、キャリア教育系科目から2単位の計6単位を、看護学部は人文科学系科目または社会科学系科目から2単位を修得しなければならない。

別表第3（第11条関係）【専門科目・自由選択科目】

学部	学科	専門科目				自由選 択	計	総計
		必修	選択必修	選択	小計			
経済	経済	—	28	38	66	30	96	124
法	法律	—	演習等科目 8 基本科目 10	50	68	30	98	124
文	人間	—	イントロダ クトリー科 目 2 ベーシック 科目 2	イントロダ クトリー科 目 4 ベーシック 科目 26	62	36	98	124

			アドヴァン スト科目	12	アドヴァン スト科目	16				
経営	経営	8	A 群	18	36		78	18	96	124
			B 群	16						
教育	教育	14	18		46		78	18	96	124
	児童教育	14	14		50		78	18	96	124
理工	情報シス テム工	14	8		48		70	26	98	124
	共生創造 理工	27	A 群	4	36		71	23	94	124
			B 群	4						
看護	看護	103	—		—		103	6	109	125
国際 教養	国際教養	34	Q u a n t i t a t i v e & Q u a l i t a t i v e A n a l y s i s 科目	4	—		78	18	96	124
			L e v e l 100－200科 目	16						
			L e v e l 200	4						
			L e v e l 300－400科 目	20						